

## 事例 I - 1 地域に応じた森林経営管理制度の取組

### 林業経営者への再委託

#### 最上町(山形県) ～地域の森林資源の活用推進～

最上町は、町が主体となって地域の貴重な森林資源の活用に取り組むとともに、森林の経営管理を促進するため、モデル的に意向調査(約22ha)を実施し、集積計画(約17ha)を策定。令和2(2020)年度には、独自の審査事項として町の林業振興及びエネルギー政策(木質資源の供給)の推進を加えた採点基準にて企画提案を募集し、候補者を選定。同年に再委託を受けた林業経営者による間伐事業が実施されている。



<施業前の状況>



<施業状況>

#### 富士市(静岡県) ～施業集約化を目指した再委託～

富士市は、森林経営計画策定済みの森林等の周辺について優先的に意向調査を行うなど、林業経営の効率化の観点から制度を推進。市が中心となって取組を進めることで、これまで民・民では進みにくかった森林での集約化が可能となった。令和元(2019)年度には約52haについて、林業経営者への再委託を行い、令和2(2020)年度は森林経営計画が策定された森林と一体となって間伐事業が実施されている。



<意向調査区域の設定状況>



<施業状況>

### 市町村による森林整備

#### 恵那市(岐阜県) ～災害リスクに注目した森林整備～

恵那市では、市内の林業の専門家による委員会を設置し、議論の結果、市民の安全・安心な暮らしの実現として山地災害リスク等も組み込んだ意向調査の優先順位を決定。令和元(2019)年度には、地籍調査が完了し、山地災害リスクの高い森林の中からモデル地区を設定(約81ha)して取組を進めている。令和2(2020)年度には市町村による間伐事業(約68ha)を実施している。



<森林整備検討委員会の様子>



<間伐後の状況>

#### 有田川町(和歌山県) ～エリア別森林整備の推進～

有田川町では、旧町を単位としたエリア分けを行い、町による公的管理を想定した1地域(町直営)、林業経営者への再委託を想定した2地域(外部委託)で意向調査を実施。外部委託を活用する市町村が多い中、同町では林務部署の体制拡充を行い、職員自らが業務を実施することで森林・林業施策の企画・執行力の向上を図っている。令和元(2019)年度は約1,500haの意向調査を実施し、集積計画(約25ha)を策定。令和2(2020)年度には市町村による間伐事業に加え、林業経営者への再委託も順次実施している。



<町内エリア分けの状況>



<市町村による間伐事業の状況>

### 都道府県による市町村へのサポート

#### 鹿児島県 ～県森連との連携による市町村支援～



<モデル事業における説明会及び現地調査>



鹿児島県では、森林経営管理制度の運用を支援する「森林経営管理市町村サポートセンター」を令和元(2019)年5月に県森林組合連合会に設置。また、県内の2市において、県によるモデル事業の一環として意向調査等の取組が実施され、そのノウハウは業務マニュアルとして他の市町村にも横展開されている。モデルとなった鹿児島市では県の支援組織とも連携し、令和2(2020)年度に約5haの集積計画を策定するに至った。この支援により、鹿児島県では多くの市町村で取組が実施されている。

環境税が創設された。

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされている。また、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされている。

本税により、これまで手入れが十分に行われてこなかった森林の整備が進み、災害防止等の森林の有する公益的機能の維持増進が図られるとともに、都市部における木材需要を創出し山村地域で生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備の取組により、都市部住民の森林・林業に対する理解の醸成のほか、山村の振興等にもつながることが期待される。

**(森林環境税・森林環境譲与税の仕組み)**

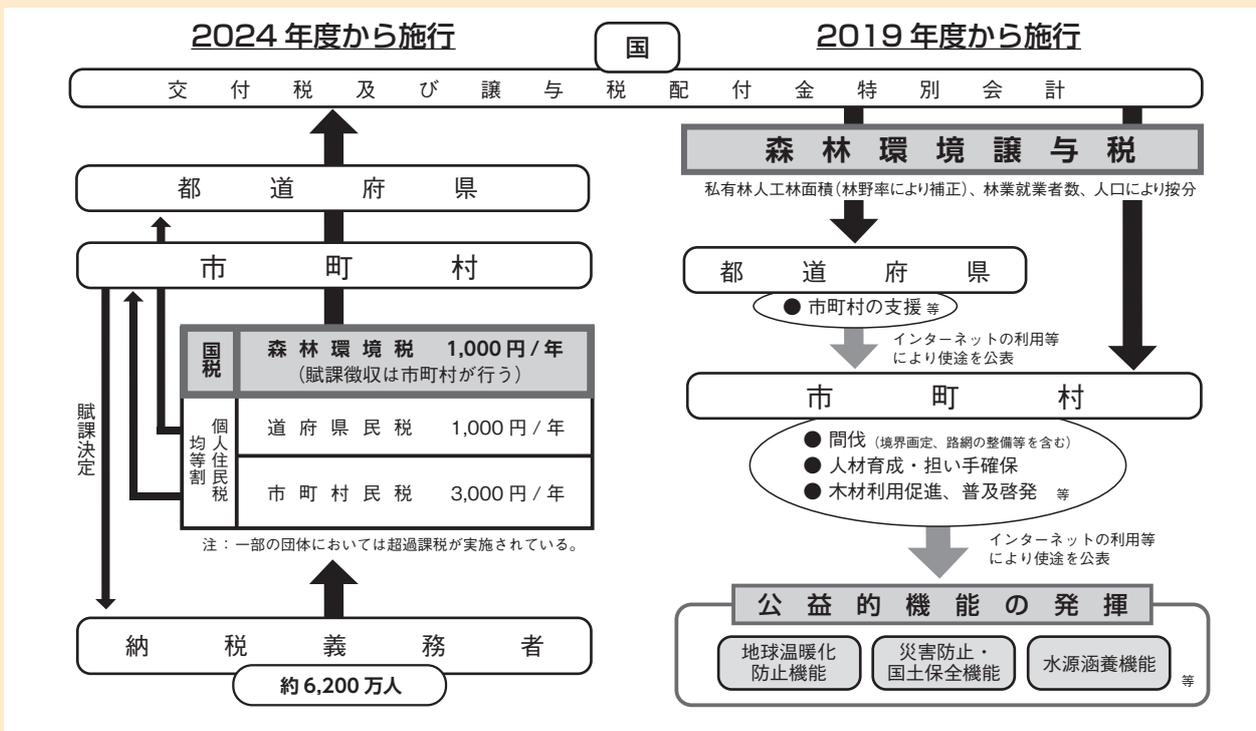
森林環境税は、令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされている。

また、森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入時期も踏まえ、令和元(2019)年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている(資料I-19)。さらに、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するために、令和2(2020)年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等の一部が改正<sup>\*58</sup>され、令和2(2020)年度からの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、譲与額が前倒しで増額された(資料I-20)。

**(森林環境譲与税の使途と活用状況)**

令和元(2019)年度は、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査や間伐等の森林整備関係に全国の市町村のうち5割の市町村が取り組んだほか、森林整備に必要な技術・知識の習得のための講習会の開催など今後の森林整備量の増大に不可欠な人材の育成に1割の市町村が取り組んだ。また、公

**資料I-19 森林環境税制度設計イメージ**



\*58 「地方税法の一部を改正する法律」(令和2年法律第5号)による改正。

共建築物における木材利用や森林環境教育等の普及啓発に2割の市町村が取り組むなど、地域の実情に応じた取組が実施されている(事例I-2)。この結果、主な取組実績として、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査が約12.5万ha実施されたほか、間伐についても約3,600ha実施された。令和2(2020)年度においても山村地域では森林整備を中心に、都市部では木材利用を中心に、多くの取組が展開されている。

なお、森林環境譲与税が、適正な用途に用いられることが担保されるように、市町村等はインターネットの利用等により用途を公表しなければならないこととされており、順次公表が行われている。

### (3) 社会全体で支える森林づくり

山地災害防止や地球温暖化防止への関心に加えて、近年は社会・経済の持続性への危機意識やESG投資<sup>\*59</sup>の拡大の流れを背景に、市民や企業の間でSDGsへの関心が高まっている。このような中、林業・木材産業関係者を中心に企業、個人、行政等が連携して多様な主体による様々な森林づくり活動が行われている<sup>\*60</sup>。

### (ア) 国民参加の森林づくりと国民的理解の促進 〔「全国植樹祭」・「全国育樹祭」の開催〕

国土緑化運動の中心的な行事である「全国植樹祭」が、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで毎年春に開催されている。第1回の全国植樹祭は、昭和25(1950)年に山梨県で「荒廃地造林」をテーマに開催された。

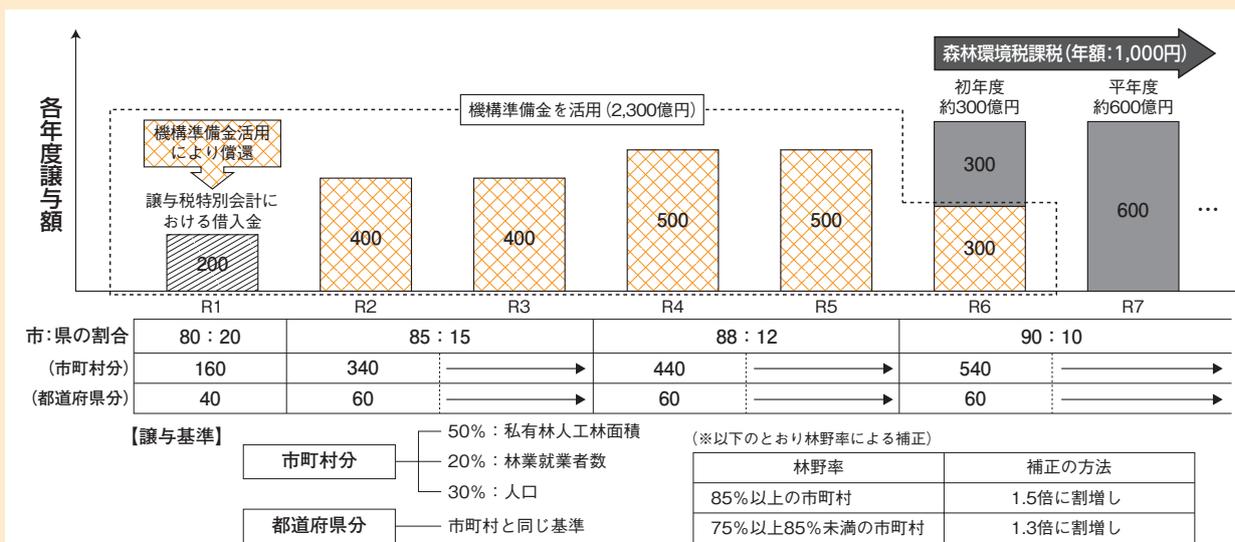
「全国育樹祭」は、皇族殿下によるお手入れや参加者による育樹活動等を通じて、森を守り育てることの大切さについて国民的理解を深めることを目的として毎年秋に開催されている。第1回の全国育樹祭は、昭和52(1977)年9月に大分県で開催された。

令和2(2020)年度の「第71回全国植樹祭」及び「第44回全国育樹祭」については、新型コロナウイルス感染症対策に鑑み令和3(2021)年度に延期された。令和3(2021)年5月に「第71回全国植樹祭」が島根県で開催され、同年10月に「第44回全国育樹祭」が北海道で開催される予定である。

### (多様な主体による森林づくり活動が拡大)

NPO、企業等の多様な主体により森林づくり活動が行われており、林野庁では、これらの活動を促

資料 I - 20 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合



\*59 従来の財務情報に加え、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)を判断材料とする投資手法。The Global Sustainable Investment Alliance “2018 Global Sustainable Investment Review”によると、世界全体のESG投資額は、2016年から2018年までの2年間で34%増加し、30兆6,830億ドルとなった。

\*60 多様な主体による森林づくり活動の取組事例については、「令和元年度森林及び林業の動向」特集第2節(1)12-14ページを参照。

## 事例I-2 森林環境譲与税を活用した取組

### 森林を有する地方公共団体の取組

森林を多く有している地方公共団体では、森林経営管理制度の活用や森林所有者との協定に基づく間伐等の取組のほか、人材育成の取組など地域の実情に応じた活用が着実に進んでいる。

#### 木古内町(北海道)～小規模森林の整備支援～

木古内町では、森林所有者の所有規模が小さく、既存の制度だけでは十分に手入れができなかった森林の整備を進めるため、間伐等を支援する町独自の支援制度を創設。令和元(2019)年度は3.32ha、令和2(2020)年度は3.84haの間伐を支援し、森林の有する公益的機能の発揮が図られた。



<間伐前の状況>



<間伐後の状況>

#### 松阪市(三重県)～三者協定による間伐の実施～

松阪市では、早期に森林整備を行う必要がある森林について、三者協定(市、森林所有者、事業者)を結び、間伐等の森林整備を推進する方針。

令和元(2019)年度は、172ha、令和2(2020)年度は270haの間伐を実施するなど、税導入前に比べ未整備森林の解消が大きく進んだ。



<間伐前の状況>



<間伐後の状況>

#### 添田町(福岡県)～荒廃した森林の再生～

添田町では、森林所有者が自ら整備を行ったにもかかわらず、災害やシカの食害など本人に責を負わない事由により荒廃した森林の植栽や獣害対策等を支援。令和元(2019)年度は1.79ha、令和2(2020)年度は、1.24haの植栽や保護柵を設置し、荒廃した森林の整備が進んだ。



<保護柵設置前>



<保護柵設置後>

#### 日南町(鳥取県)～林業アカデミーの開校～

日南町では、間伐等の森林整備に必要な人材を育成するため、令和元(2019)年度から町立の林業アカデミーを開校。令和元(2019)年度は、新たに設けた専門のサポートチームと連携し、広大な演習林を活用した実践研修等を実施。現場で求められる技術等を習得した人材の育成が図られた。



<研修の状況>



<卒業式>

### 都市部の地方公共団体の取組

都市部の地方公共団体では、流域単位又は流域を越えた地方公共団体間の連携により、森林整備や木材利用、普及啓発への活用も始まっている。

#### 豊島区(東京都)～地方公共団体間連携による森林整備～

東京都豊島区では、姉妹都市である埼玉県秩父市と森林整備協定を締結し、令和元(2019)年度から秩父市の森林を「としまの森」として整備(択伐)を実施。埼玉県のCO2吸収量認証制度により認証を受けるとともに、区民を対象に環境教育を実施するなど、区市の双方にメリットが生まれている。



<としまの森の整備>



<区市の交流>

#### 一宮市(愛知県)～木材利用促進に関する取組～

一宮市では、令和2(2020)年度に市のランドマークである「ツインアーチ138」の内装を国産木材で木質化。木の温かみや香りが感じられる居心地の良い空間を演出することで来場者を増やし、木の良さや森林整備の意義を効果的に普及していくことが期待される。



<木質化によるリニューアルの状況>



進するための支援を行っている。

森林づくり活動を実施している団体の数は、平成30(2018)年度は3,303団体であり、平成12(2000)年度の約6倍となっている(資料I-21)。各団体の活動目的としては、「里山林等身近な森林の整備・保全」や「森林環境教育」を挙げる団体が多い。森林づくり活動においては、チェーンソー等の機械を使用した活動を行っている団体も多く、参加者やスタッフ、活動資金の確保に次いで安全の確保を課題として挙げる団体が多くなっている\*61。

また、CSR(企業の社会的責任)活動の一環等として、企業による森林づくり活動も行われている。特に、ESG投資の拡大、環境問題への危機意識等から企業は具体的な行動を取ろうとしており、森林づくりに関わろうとする企業も増加している。

近年は民有林を中心に活動の実施箇所数が伸びてきており、令和元(2019)年度の実施箇所数は1,753か所であった(資料I-22)。具体的な活動としては、顧客、地域住民、NPO等との協働による森林づくり活動、基金や財団を通じた森林再生活動に対する支援、企業の所有森林を活用した地域貢献等が行われているほか、森林所有者との協定締結による森林整備の取組も行われるなど、各企業の性格を活かしながら、地域の課題等の解決に向けた役割を果たしている。

### (幅広い分野の関係者との連携)

幅広い分野の関係者の参画による森林づくり活動として、平成19(2007)年から「美しい森林づくり推進国民運動」が進められている。同運動では、経済団体、教育団体、環境団体、NPO等により構成される「美しい森林づくり全国推進会議」が、里山整備、森林環境教育、生物多様性保全等に取り組んでいる。同運動の一環として平成20(2008)年に開始

された「フォレスト・サポーターズ」制度は、個人や企業等が日常生活や業務の中で自発的に森林整備や木材利用に取り組む仕組みであり、登録数は令和2(2020)年12月末時点で約6.9万件となっている。

### (森林環境教育を推進)

現代社会では、人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっている。このため、森林

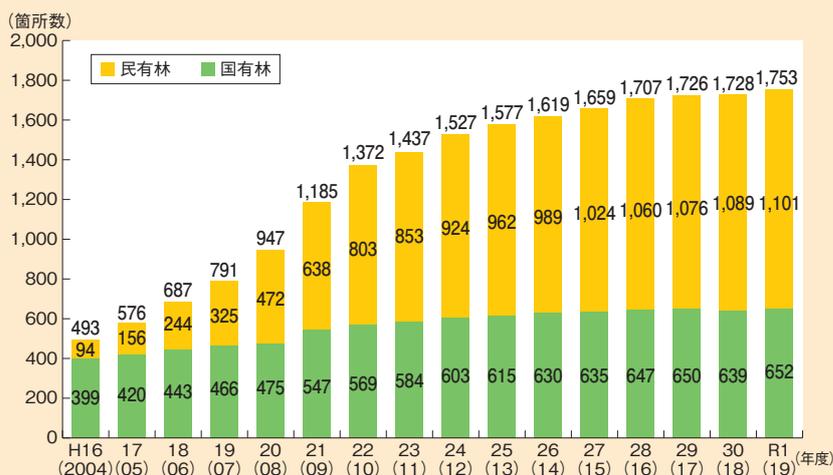
資料I-21 森林づくり活動を実施している団体の数の推移



注：平成27(2015)年度調査より、都道府県等が調査を行った団体のうち、実態の把握ができない、又は休止等が判明した団体を除いている。

資料：林野庁補助事業「森林づくり活動についての実態調査平成27・30年調査集計結果」(平成24(2012)年度までは政府統計調査として実施)

資料I-22 企業による森林づくり活動の実施箇所数の推移



注：国有林の数値については、「法人の森林」の契約数及び「社会貢献の森」制度による協定箇所数。

資料：林野庁森林利用課・経営企画課・業務課調べ。

\*61 林野庁補助事業「森林づくり活動についての実態調査 平成30年調査集計結果」(平成31(2019)年3月)。ボランティア活動における安全確保に向けた取組事例については、「平成29年度森林及び林業の動向」第II章第2節(2)の事例II-1(49ページ)を参照。

内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める「森林環境教育」の取組が進められている。森林や林業の役割を理解し、社会全体で森林を持続的に保全しつつ利用していくことは持続可能な社会の構築に寄与し得るものであることから、「持続可能な開発のための教育(ESD)<sup>\*62</sup>」の考え方を取り入れながら森林環境教育に取り組む事例もみられる。

森林環境教育の例として、学校林<sup>\*63</sup>の活用による活動が挙げられる。学校林を保有する小中等学校は、全国の6.8%に相当する約2,500校で、学校林の合計面積は全国で約1万7千haとなっている。学校林は「総合的な学習の時間」等で利用されており、植栽、下刈り、枝打ち等の体験や、植物観察、森林の機能の学習等が行われている<sup>\*64</sup>。

このほか、森林環境教育の取組としては、「緑の少年団」による活動がある。緑の少年団は、次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体である。令和3(2021)年1月現在、全国で3,168団体、約32万人が加入して学校教育や社会教育と連携し、森林の整備活動等を行っている<sup>\*65</sup>。

また、「聞き書き甲子園<sup>\*66</sup>」は、全国の高校生が、ぞうりんしゅ造林手、炭焼き職人、漆塗り職人、漁師等の「名手・名人」を訪ね、一対一の対話を「聞き書き<sup>\*67</sup>」して、知恵、技術、考え方、生き方等を学ぶ活動である。高校生の作成した記録はホームページ上で公開され、森林・林業分野の伝統技術や山村の生活を伝達する役割も果たしている。令和2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため聞き書きをする高校生の募集は中止としたが、同年6月

に令和元(2019)年度の成果発表の場となるフォーラムを初のオンラインで開催し、全国に取組を発信した。

林野庁においては、林野図書資料館が森林の魅力や役割・林業の大切さについて、分かりやすく表現した漫画やイラストを作成し、地方公共団体の図書館等と連携して、企画展示等を実施している(資料I-23)。また、漫画やイラストをホームページで公開し、誰でも自由に使用できるようにしたことで、各森林管理局や林業団体等においても、これらを活用し、地域の小中学校や住民を対象として森林環境教育が行われている。

### (イ)森林整備等の社会的コスト負担

#### (森林整備等を主な目的とした地方公共団体独自の住民税の超過課税の取組)

令和2(2020)年4月現在、37の府県において、森林整備等を目的とした住民税の超過課税により、地域の実情に即した課題に対応するために必要な財源確保の取組が行われており、全37府県で森林整備・保全に活用されているほか、各府県の実情に即して木材利用促進、普及啓発、人材育成等に幅広く

#### 資料I-23 森林環境教育の企画展示



\*62 人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。ESDは「Education for Sustainable Development」の略。

\*63 学校が保有する森林(契約等によるものを含む。)であり、児童及び生徒の教育や学校の基本財産造成等を目的に設置されたもの。

\*64 公益社団法人国土緑化推進機構「学校林現況調査報告書(平成28年調査)」(平成30(2018)年3月)

\*65 公益社団法人国土緑化推進機構ホームページ「緑の少年団」

\*66 林野庁、水産庁、文部科学省、環境省、関係団体及びNPOで構成される実行委員会の主催により実施されている取組。平成14(2002)年度から「森の聞き書き甲子園」として始められ、平成23(2011)年度からは「海・川の聞き書き甲子園」と統合し、「聞き書き甲子園」として実施。

\*67 話し手の言葉を録音し、一字一句全てを書き起こした後、一つの文章にまとめる手法。

活用されている。なお、関係府県においては、超過課税の期限や見直し時期も踏まえつつ、国の森林環境税との関係の整理が行われており、地域独自の取組と国の森林環境税がそれぞれの役割分担の下で効果的に活用され、森林整備等が一層進むことが期待される(資料I-24)。

### 〔「緑の募金」により森林づくり活動を支援〕

「緑の募金」は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律<sup>\*68</sup>」に基づき、森林整備等の推進に用いることを目的に行う寄附金の募集である。昭和25(1950)年に、戦後の荒廃した国土を緑化することを目的に「緑の羽根募金」として始まり、現在では、公益社団法人国土緑化推進機構と各都道府県の緑化推進委員会が実施主体となり、春と秋の年2回、「家庭募金」、「職場募金」、「企業募金」、「街頭募金」等が行われている。令和元(2019)年には、総額約21億円の寄附金が寄せられた。

寄附金は、①水源林の整備や里山林の手入れ等、市民生活にとって重要な森林の整備及び保全、②苗木の配布や植樹祭の開催、森林ボランティアの指導者の育成等の緑化の推進、③熱帯林の再生や砂漠化の防止等の国際協力に活用されているほか、東日本大震災等の災害からの復興のため、被災地における緑化活動や木製品提供等に対する支援にも活用されている<sup>\*69</sup>。

### 〔森林関連分野のクレジット化の取組〕

農林水産省、経済産業省及び環境省は、地方への資金の還流を促し、地球温暖化対策と地域経済の振興の両立を図るため、平成25(2013)年から「J-クレジット制度」を運営している。

同制度は、温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証するものである。クレジットを購入する者は、入手したクレジットを「地球温暖化対策の推進に関する法律<sup>\*70</sup>」に基づく報告やカーボン・オフセット<sup>\*71</sup>等に利用することができる。森林分野の方法論<sup>\*72</sup>として森林経営活動と植林活動が承認されており、令和3(2021)年3月現在で37件が登録されているほか、旧制度<sup>\*73</sup>から48件のプロジェクトが移行されている。また、再生可能エネルギー分野の方法論として木質バイオマス固形燃料により化石燃料又は系統電力を代替する活動も承認されており、73件が登録されているほか、旧制度から85件のプロジェクトが移行されている。

J-クレジット制度のほかにも、地方公共団体や民間団体など多様な主体によって、森林の二酸化炭素吸収量を認証する取組が行われている。

## 資料I-24 地方公共団体による森林整備等を主な目的とした住民税の超過課税の取組状況

### 【導入済み(37府県)】

北海道・東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州地方
岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 神奈川県	富山県 石川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

### 【主な使途(令和2(2020)年度)】

	森林整備・保全	普及啓発	木材利用促進	森林環境学習	人材育成
府県数	37	35	20	24	7

資料：林野庁森林利用課調べ。

\*68 「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年法律第88号)

\*69 緑の募金ホームページ「災害復興支援」

\*70 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)

\*71 日常生活や企業等の活動で発生するCO<sub>2</sub>(=カーボン)を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ(=オフセット)する取組。

\*72 排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法を規定したもの。

\*73 「国内クレジット制度」と「J-VER制度」であり、この2つを統合して「J-クレジット制度」が開始された。